

## 平成29年度『熊本市商店街活性化特別支援事業』について

### 1. 制度の趣旨

商店街の賑わいや魅力を創出し、商業振興及び地域活性化を図ることを目的として、商店街等の団体が実施するイベント等の商店街活性化事業に対し、熊本市が助成を行います。

### 2. 助成対象団体

- (1) 近接している複数の商業者で組織された団体又はその集合体
- (2) 熊本商工会議所及び各商工会
- (3) 商業者で設立した事業協同組合及び協業組合 他

### 3. 助成対象事業、助成率、限度額等

事業の区分	助成率		限度額	対象経費
商店街魅力アップ事業	A 評価	1/2以内	2,000千円	会場使用料、会場整備費、賃借料、印刷製本費、広報費、消耗品費、雑役務費、企画運営・調査研究委託費、謝礼費、模擬店等の材料費・仕入費、景品費、講師等旅費、その他これらに準ずる経費として市長が認めるもの
	B 評価	1/3以内	1,500千円	
	C 評価	1/4以内	1,000千円	
研修事業	A 評価	1/2以内	500千円	
	B 評価	1/3以内		
	C 評価	1/4以内		

### 4. 審査会

対象事業の選定・評価は、提出いただいた書類をもとに庁内の審査員で構成する審査会において行います。

#### (1) 審査方法

庁内の審査員で構成した審査会において申請書類をもとに評価を行います。

A 評価:40 点以上、B 評価:26 点以上 40 点未満、C 評価:25 点以下。

#### (2) 審査基準

- ① 事業の内容(魅力・有効性)
- ② 地域貢献・連携
- ③ 事業の効果
- ④ 目標設定・効果測定
- ⑤ 継続性
- ⑥ 活動性・将来性
- ⑦ 自己 PR

上記 7 つの項目をそれぞれの視点・基準に基づき点数化します。

詳細は申請用紙の(様式第1号の(2))に記載されていますので、ご確認ください。

6・事業実施期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日

※ただし認定申請書の提出日以降の事業に限る。

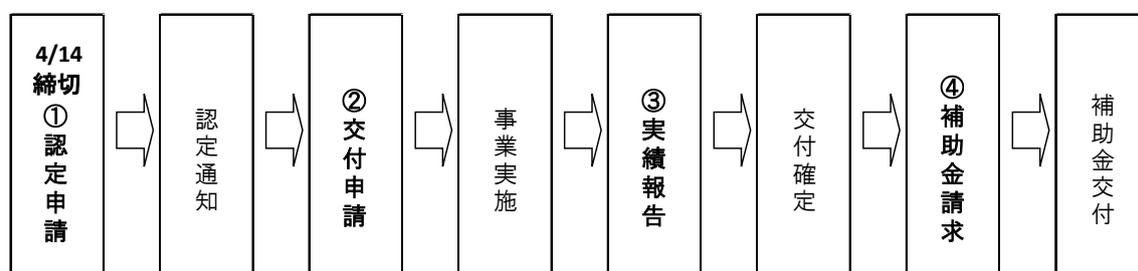
7・実施団体募集締切【厳守】

平成29年4月14日(金)まで

8・事業予算額

2,400万円

9・事業の流れ



助成対象経費一覧			参考資料
費目	○ 対象経費の例	× 対象外経費の例	事業終了後に提出が必要な書類等
			(特に記載がなくても、領収書は全て必要)
会場使用料	イベント会場・駐車場等の借上料、会議室借上料		
会場整備費	ステージや音響機器等の設置費、道路占有料		
賃借料	イベント関係の音響機器・テント・机・いす等のリース代 対象事業のために借り上げる交流拠点等の賃料	× 事業実施団体の事務所等の使用料 × イベント等の備品保管倉に係る庫等の賃料	● 記録写真(会場の様子、看板、ステージ、リース品設置状況等の写真)
印刷製本費	チラシ・ポスター等の印刷・製本代、資料のコピー代		● 印刷物(成果品)の見本
広報費	新聞・情報誌の掲載料、テレビ・ラジオ等の広告費、のぼり旗代	× 個店の広告分は対象外	● 掲載部分の写し等
	商店街全体を紹介するためのホームページ・マップ等の新規作成費	× ホームページの更新にかかる費用	● マップやHP画面をプリントアウトしたもの等の成果品
消耗品費	イベント用の消耗品、事務用品代	× 個人の私有物となる可能性のあるもの	
雑役務費	通信費、運搬費、アルバイト賃金、損害保険料、クリーニング代、光熱水費	× 相手方が特定できない電話代等 × 事業実施団体の構成員及びその同居する親族等に対するアルバイト代 × 使用の目的が特定できない光熱水費	(※アルバイトを雇う場合、各人から領収書を取っておくこと。)
企画運営/調査研究委託費	企画会社等への委託費 コンサルティング外車等への調査研究委託費		● 見積書(委託内容が明確かつ詳細なもの) ● 契約書( " " ) ● 委託業務中、イベント出演者やアルバイトがいる場合は、各人の領収書(宛名=企画会社名)の添付も必要。
謝礼費	イベント等の出演者に対する謝礼金、講師への謝金	× 商店街会員及び会員と生計を一にする親族への報酬 × 高額な謝礼品代	(※謝礼金を払う場合、忘れずに領収書を取っておくこと。)
模擬店等の材料費・仕入費	模擬店販売用の材料費及び仕入費	× 会員の飲食等にあてた分	
景品費	プレミアム付き買い物券使用額のプレミアム部分、景品用の商品券使用額	× 高額な景品等の購入費用 × 全国共通商品券	【商品券を発行した場合】 ● 商品券発行・換金報告書 ● 商品券換金一覧表 ● 商品券見本
講師等旅費	講師等の交通費、宿泊費 ※ただし、宿泊費については謝金の支給がない場合のみとする。	× 会員の研修旅行に係る交通費及び宿泊費	交通費を提出される場合は、利用者、交通機関種別、料金、利用目的等を記載した書類を添付すること